

宇部市国民保護計画(案) 新旧対照表

1 県との事前協議による修正

頁	旧	新	理由
70	第3編 第5章 救援 市は、県から救援の事務の委託を受けた場合、その実施に必要な事項について、以下のとおり定める。	第3編 第5章 救援 委任	法の解説及び「2関係機関との連携」以下の記述と整合性を図るため。

2 宇部警察署からの要望による修正

頁	旧	新	理由
65	第3編 第4章 第2 3 避難住民の誘導 (10) 通行禁止措置の周知 道路管理者たる市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。	第3編 第4章 第2 3 避難住民の誘導 (10) 通行禁止措置の周知 市は、その管理に係る道路について、.....	この記載(旧)では、国・県道についても市が管理するものと読み取れるため、左記修正(新)により誤解を防ぐ必要があると認められる。
84	第3編 第7章 第4 1 NBC攻撃による災害への対処 (4) 汚染原因に応じた対応 ② 生物剤による攻撃の場合 市は、措置にあたる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染原因物質の特定等に資する情報収集などの活動をおこなう。また、保健所が設置されている市においては、<u>県警察等の関係機関と連携して、保健所による消毒等の措置を行う。</u> ※ 後段下線の部分は、当市には市設置の保健所がないので(案)から削除した部分	第3編 第7章 第4 1 NBC攻撃による災害への対処 (4) 汚染原因に応じた対応 ② 生物剤による攻撃の場合 また、保健所は、<u>県警察等の関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。</u>	各市町には、保健所の所在のない市町もあり、この場合、県警察等と連携して消毒等の措置を行うべき主体が曖昧となることから、左記記載(新)に修正すべきと認められる。 ※この件に関しては、県からの通知により左記記載(新)の内容で県内統一するとのことである。

3 消防からの要望による修正

44	第3編 第2章 1 市対策本部の設置 [市対策本部の組織] <table><tr><td>土地開発公社</td><td>総務課、業務課、工務課</td></tr><tr><td>消防本部</td><td>総務課、予防課、警防課、通信指令課、中央・西消防署</td></tr><tr><td>ガス水道局水道事業部</td><td>総務課、営業課、工務課、浄水課、桶水道課</td></tr></table>	土地開発公社	総務課、業務課、工務課	消防本部	総務課、 予防課、警防課、通信指令課、中央・西消防署	ガス水道局水道事業部	総務課、営業課、工務課、浄水課、桶水道課	→	第3編 第2章 1 市対策本部の設置 [市対策本部の組織] <table><tr><td>.....</td><td>.....、.....、.....</td></tr><tr><td>消防本部</td><td>総務課、警防課、通信指令課、予防課、中央・西消防署</td></tr><tr><td>.....</td><td>.....、.....、.....、.....、.....</td></tr></table>		、.....、.....	消防本部	総務課、 警防課、通信指令課、予防課、中央・西消防署		、.....、.....、.....、.....	市の機構順に合わせるもの。 また、消防団の削除は、消防団が市の部局ではないため。																					
土地開発公社	総務課、業務課、工務課																																				
消防本部	総務課、 予防課、警防課、通信指令課、中央・西消防署																																				
ガス水道局水道事業部	総務課、営業課、工務課、浄水課、桶水道課																																				
.....	、.....、.....																																				
消防本部	総務課、 警防課、通信指令課、予防課、中央・西消防署																																				
.....	、.....、.....、.....、.....																																				
50	第3編 第2章 1 市対策本部の設置 [各部局等の所掌事務] <table><tr><td>消防本部</td><td>総務課</td><td>1 部内及び市危機管理室との連絡調整に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 消防関係物資の調達配分に関すること 4 宇部市消防団との連絡・調整に関すること</td></tr><tr><td></td><td>予防課</td><td>1 広報に関すること 2 国民保護措置及び武力攻撃災害の情報収集及び調査に関すること 3 危険物施設の保守対策に関すること</td></tr><tr><td></td><td>通信指令課</td><td>1 情報収集、提供体制の整備に関すること 2 消防職・団員の非常招集に関すること 3 部隊の管制及び運用に関すること</td></tr><tr><td></td><td>警防課</td><td>1 住民の避難誘導に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること</td></tr><tr><td></td><td>消防署</td><td></td></tr><tr><td></td><td>消防団</td><td></td></tr></table>	消防本部	総務課	1 部内及び市危機管理室との連絡調整に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 消防関係物資の調達配分に関すること 4 宇部市消防団との連絡・調整に関すること		予防課	1 広報に関すること 2 国民保護措置及び武力攻撃災害の情報収集及び調査に関すること 3 危険物施設の保守対策に関すること		通信指令課	1 情報収集、提供体制の整備に関すること 2 消防職・団員の非常招集に関すること 3 部隊の管制及び運用に関すること		警防課	1 住民の避難誘導に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること		消防署			消防団		→	第3編 第2章 1 市対策本部の設置 [各部局等の所掌事務] <table><tr><td>消防本部</td><td>総務課</td><td>1 2 3 4</td></tr><tr><td></td><td>警防課</td><td>1 住民の避難誘導に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること 3 本部及び署所間の連絡調整に関すること</td></tr><tr><td></td><td>通信指令課</td><td>1 情報収集、提供体制の整備に関すること 2 消防職・団員の非常招集に関すること 3 部隊の管制及び運用に関すること</td></tr><tr><td></td><td>予防課</td><td>1 広報に関すること 2 国民保護措置及び武力攻撃災害の情報収集及び調査に関すること 3 危険物施設の保守対策に関すること</td></tr><tr><td></td><td>消防署</td><td>1 住民の避難誘導に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること</td></tr></table>	消防本部	総務課	1 2 3 4		警防課	1 住民の避難誘導に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること 3 本部及び署所間の連絡調整に関すること		通信指令課	1 情報収集、提供体制の整備に関すること 2 消防職・団員の非常招集に関すること 3 部隊の管制及び運用に関すること		予防課	1 広報に関すること 2 国民保護措置及び武力攻撃災害の情報収集及び調査に関すること 3 危険物施設の保守対策に関すること		消防署	1 住民の避難誘導に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること	
消防本部	総務課	1 部内及び市危機管理室との連絡調整に関すること 2 関係機関との連絡調整に関すること 3 消防関係物資の調達配分に関すること 4 宇部市消防団との連絡・調整に関すること																																			
	予防課	1 広報に関すること 2 国民保護措置及び武力攻撃災害の情報収集及び調査に関すること 3 危険物施設の保守対策に関すること																																			
	通信指令課	1 情報収集、提供体制の整備に関すること 2 消防職・団員の非常招集に関すること 3 部隊の管制及び運用に関すること																																			
	警防課	1 住民の避難誘導に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること																																			
	消防署																																				
	消防団																																				
消防本部	総務課	1 2 3 4																																			
	警防課	1 住民の避難誘導に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること 3 本部及び署所間の連絡調整に関すること																																			
	通信指令課	1 情報収集、提供体制の整備に関すること 2 消防職・団員の非常招集に関すること 3 部隊の管制及び運用に関すること																																			
	予防課	1 広報に関すること 2 国民保護措置及び武力攻撃災害の情報収集及び調査に関すること 3 危険物施設の保守対策に関すること																																			
	消防署	1 住民の避難誘導に関すること 2 武力攻撃災害への対処に関すること																																			
79	第3編 第7章 第2 4 消防に関する措置等 (8) 安全の確保 ④ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防本部と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。	→	第3編 第7章 第2 4 消防に関する措置等 (8) 安全の確保 ④、.....、消防長又は消防署長の所轄の下に、.....。	法(第62条)及び他の記述との整合性を図るため。																																	

4 防衛庁設置法等の一部改正に伴う修正

55	第3編 第3章 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、努めて本市を担当区域とする地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、陸上自衛隊にあっては本市を担当区域とする方面総監、海上自衛隊にあっては本市を警備区域とする地方総監、航空自衛隊にあっては本市を担当区域とする航空方面隊司令官等を介し、防衛庁長官に連絡する。	➡	第3編 第3章 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… …………… 防衛大臣……… ……’。	防衛庁設置法の一部改正に伴うもの。
----	---	---	--	--------------------------

5 パブリックコメントの意見による修正

43	第3編 第2章 1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各部局の所掌事務は以下のとおりとする。	第3編 第2章 1 市対策本部の設置 (3) 市対策本部の組織構成及び機能 市対策本部の組織構成及び各部局の所掌事務は以下のとおりとする。 <u>なお、各部局は、市対策本部に支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図るとともに、市対策本部における決定内容等を踏まえて、所掌事務に基づき措置を実施する。</u>	パブリックコメントの意見に基づき変更するもの。																		
55	第3編 第2章 1 市対策本部の設置 [各部局等の所掌事務] <table data-bbox="349 751 990 890"> <tr> <th>部局等</th><th>担当課</th><th>所掌事務</th></tr> <tr> <td>総務部</td><td>危機管理室</td><td>1 市国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること 2</td></tr> <tr> <td>交通局</td><td>交通課</td><td>1 避難者及びり災者の輸送に関すること 2 局内及び危機管理室との連絡調整に関すること</td></tr> </table> ※ <u>市対策本部における決定内容等を踏まえて、各部局において措置を実施するもの(市対策本部には、各部局から支援要員を派遣して、円滑な連絡調整を図る。)</u>。	部局等	担当課	所掌事務	総務部	危機管理室	1 市国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること 2	交通局	交通課	1 避難者及びり災者の輸送に関すること 2 局内及び危機管理室との連絡調整に関すること	第3編 第2章 1 市対策本部の設置 [各部局等の所掌事務] <table data-bbox="990 751 1243 890"> <tr> <th>部局等</th><th>担当課</th><th>所掌事務</th></tr> <tr> <td>総務部</td><td>危機管理室</td><td>1 市国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること 2</td></tr> <tr> <td>交通局</td><td>交通課</td><td>1 避難者及びり災者の輸送に関すること 2 局内及び危機管理室との連絡調整に関すること</td></tr> </table> (削除)	部局等	担当課	所掌事務	総務部	危機管理室	1 市国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること 2	交通局	交通課	1 避難者及びり災者の輸送に関すること 2 局内及び危機管理室との連絡調整に関すること	
部局等	担当課	所掌事務																			
総務部	危機管理室	1 市国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること 2																			
交通局	交通課	1 避難者及びり災者の輸送に関すること 2 局内及び危機管理室との連絡調整に関すること																			
部局等	担当課	所掌事務																			
総務部	危機管理室	1 市国民保護対策本部の設置・運営・廃止に関すること 2																			
交通局	交通課	1 避難者及びり災者の輸送に関すること 2 局内及び危機管理室との連絡調整に関すること																			